

令和4年度各務原市職員採用試験要綱

(民間企業等職務経験者・大学卒程度・短大卒程度)

(令和5年4月1日採用予定)

※新型コロナウイルス感染症の影響等により内定の取り消しや離職を余儀なくされた方等で令和5年4月以前に採用希望の方や、学校等を既に卒業されている方について、当該最終合格者に支障ないときは、採用日を繰り上げる場合があります。

各務原市は、「しあわせを実感できるまち」を目指しています。

市民の皆様と「対話」を重ねながら、まちの未来の姿・想い・目標を共有する気概を持ち、課題に対して着実・果敢に挑んでいける方の申込みをお待ちしています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

- 試験当日は、自宅等で体温を測ってきてください。
- 発熱等がある方は、受験を控えていただくようお願いします。
- マスクを準備し、着用の上で来場してください。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

試験区分は1つのみ選択してください(複数受験することはできません)。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格(下記の要件をすべて満たすこと。)
行政	民間企業等 職務経験者	10人程度	・平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ・同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
土木	民間企業等 職務経験者	5人程度	・平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 ・土木関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		・平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
建築	民間企業等 職務経験者	若干人	・平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 ・建築関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		・平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
保健師	大学卒程度	若干人	・昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ・保健師の免許を有する方又は令和5年3月末までに免許取得見込みの方

保育士	大学卒程度	5人程度	・昭和58年4月2日から平成13年4月1日（短大卒程度の区分は、平成15年4月1日）までに生まれた方 ・保育士の資格を有する方又は令和5年3月末までに資格取得見込みの方
	短大卒程度		
精神保健福祉士 ※採用後は原則、福祉分野に従事	民間企業等職務経験者	若干人	・平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ・精神保健福祉士の資格を有する方 ・精神保健福祉士の資格を活かした業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ・精神保健福祉士の資格を有する方又は令和5年3月末までに資格取得見込みの方
社会福祉士 ※採用後は原則、福祉分野に従事	民間企業等職務経験者		・平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ・社会福祉士の資格を有する方 ・社会福祉士の資格を活かした業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ・社会福祉士の資格を有する方又は令和5年3月末までに資格取得見込みの方
学芸員 (考古学)	大学卒程度	若干人	・平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ・博物館法に基づく学芸員の資格を有する方又は令和5年3月までに資格取得見込みの方 ・学校教育法に規定する学校やそれと同等と認められる学校または大学院において、日本考古学またはそれに類する学科等の課程を卒業または修了し、埋蔵文化財発掘調査の経験及び発掘調査報告書作成の経験がある方

※ただし、次に該当する方は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない方

(2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・最終合格後、採用時までに受験資格を満たすことを明らかにする書類（資格免許証の写し、登録証の写し等）の提出が必要です。書類の提出ができない場合は、採用しません。
- ・受験資格に定める免許、資格取得見込みの方が、令和5年3月末までに当該免許、資格を取得できなかった場合は、採用しません。

*** 「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」についての説明 ***

- ・「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」とは、会社員、自営業者、公務員、アルバイト、パートタイマー等として、週３０時間以上の勤務を同一の事業所に継続して就業した期間です。雇用形態（正規・非正規）は問いません。
- ・第１次試験の受験時（令和４年７月１０日）に、同一事業所で２年以上継続した職務経験が必要です。
- ・最終合格者は採用前に勤務していた事業所等による職歴証明書等の提出が必要です。
- ・休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

2 受験申込手続

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎３階） 〒５０４－８５５５ 各務原市那加桜町１丁目６９番地
提出書類	・各務原市職員採用試験受験申込書（以下、「申込書」） ※両面印刷 ・各務原市職員採用試験受験票（以下、「受験票」） ※山折り糊付け ・各務原市職員採用試験エントリーシート（精神保健福祉士、社会福祉士、学芸員（考古学）受験の方のみ提出）
申込方法	所定の申込書及び受験票にボールペン（消えるペンは不可）で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。 1 窓口で持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。 2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留又は一般書留で送付してください。 ※郵送で申し込む場合は、受験票返送のため、84円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒（長形3号）を必ず同封してください。
受付期間	1 窓口受付の場合 令和４年６月１日（水）～６月２０日（月） 午前８時３０分～午後５時１５分 （土曜日及び日曜日は閉庁日のため受付できません。） 2 郵送受付の場合 令和４年６月１日（水）～<u>６月１７日（金）</u> 必着 （６月１８日以降に到着したものは受付しません。）
備考	※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。 ※受験に際しての提出書類は返却しません。 ※身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込書の「その他伝えたいこと」欄にその旨を記載してください。

3 試験の日時・場所

試験	職種	試験科目	日時 (第2次以降は予定)	試験会場
第1次	行政	教養 適性検査 事務処理能力 (※)	7月10日(日)	各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町2丁目 186番地) ※応募者数等に応じ、変更になる ことがあります。以下同じ。
	土木 建築 保健師 保育士	専門 適性検査		
	精神保健 福祉士 社会福祉士 学芸員 (考古学)	書類審査、基礎能力試験、適性検査		
第2次	行政	グループディスカッション 集団面接	8月上旬	各務原市産業文化センター
	土木 建築 保健師	グループディスカッション 面接1	8月上旬	
	精神保健 福祉士 社会福祉士 学芸員 (考古学)	面接2	8月中旬から下旬	
	保育士	実技 面接1	8月上旬	
		面接2	8月中旬から下旬	
第3次	行政	面接	9月上旬から中旬	各務原市産業文化センター

※試験区分の土木、建築、保健師、保育士、精神保健福祉士、社会福祉士、学芸員(考古学)は、第2次試験までです。(第3次試験は実施しません。)

※試験中の携帯電話、スマートフォン等の通信機器の使用は禁止します(試験中は電源をお切りください。)。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※行政職の事務処理能力の科目は、第1次試験時に実施し、第2次試験において評価します。
(教養試験の得点が一定の基準に達しない場合は、採点しません。)

※試験会場の建物内は禁煙です。

4 試験の方法・内容

試験	職種	試験科目	時間	内容
第1次	行政	教養	120分	公務員として必要な一般的知能及び知識についての択一式試験
		(事務処理能力)	60分	事務処理の基礎能力を判断する試験
	土木 建築	専門	120分	それぞれの職種分野における専門的知識についての択一式試験
	保健師 保育士	専門	90分	
	精神保健 福祉士	書類審査	—	提出された書類等による審査
	社会福祉士 学芸員 (考古学)	基礎能力試験	70分	実務の基礎能力を判断する試験
	全区分	適性検査	60分	公務員としての適性を判断する検査
第2次	行政	グループディスカッション	グループディスカッションによる人物・性格等の総合判断	
		事務処理能力	第1次試験時に実施し、第2次試験として評価します。	
		集団面接	集団面接による人物・性格等の総合判断	
	土木 建築 保健師 精神保健 福祉士 社会福祉士 学芸員 (考古学)	グループディスカッション	グループディスカッションによる人物・性格等の総合判断	
		面接	面接による人物・性格等の総合判断	
		実技	職務遂行上必要な技術を有するかどうかを判断する試験	
	保育士	面接	面接による人物・性格等の総合判断	
第3次	行政	面接	面接による人物・性格等の総合判断	

5 第1次試験出題分野

【試験科目：教養】

職種	出題分野
行政	時事、社会・人文、自然に関する一般知識 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力

【試験科目：専門】

職種	出題分野
土木	数学・物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 土木計画（都市計画を含む。） 材料・施工
建築	数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画（都市計画、建築法規を含む。） 建築設備 建築施工
保健師	公衆衛生看護学 疫学 保健統計学 保健医療福祉行政論
保育士	社会福祉 子ども家庭福祉（社会的養護を含む） 保育の心理学 保育原理 保育内容 子どもの保健

6 合格発表

	発表時期（予定）	発表場所
第1次試験	7月下旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。合格者のみ郵送で通知します。
第2次試験	8月中旬から下旬（行政）	
	9月上旬から中旬（土木、建築、保健師、保育士、精神保健福祉士、社会福祉士、学芸員(考古学)）	
第3次試験	9月中旬から下旬（行政）	

7 採用の方法

- ① この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- ② 採用予定時期は原則として令和5年4月1日ですが、最終合格者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等で内定の取り消しや離職を余儀なくされた方等で令和5年4月以前に採用希望の方や、学校を既に卒業されている方について、当該最終合格者に支障がないときは、採用日を繰り上げる場合があります。

8 待遇

- ① 初任給（令和4年4月1日現在）は、試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で201,365円、大学卒程度で187,666円、短大卒程度で167,993円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります（例：試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で、採用時の年齢が30歳、大学卒業後職務経験が8年の初任給の例で、約23万円程度（地域手当を含む。））。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。（勤務先により、異なることがあります。）

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらはすべて市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450 《直通》

（058）383-1111 《代表》 内線 2133

- ◆各務原市役所ウェブサイト（<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>）からも申込書等を取り出すことができます。